

パリ便りⅡ

2022. 7. 27

法学部教授(憲法学) 池田 晴奈

私は今、2021年9月からパリ第1大学(パンテオン・ソルボンヌ)にて法学研究所の客員研究員として在外研究を行っています。私のフランスでの在外研究もあと1か月少々となりました。2回にわたって、その様子をお届けする「パリ便り」の今回は、研究についてです。

私は日頃、大学の図書館に通って研究をしています。大学ホームページによると、パリ第1大学の図書館の一つであるキュジャス図書館は、ヨーロッパにおけるフランス語・フランス語圏随一の法律図書館となっています。法律学の文献を中心に、約100万冊の図書を所蔵し、150以上のフランス及び海外のデータベースにアクセスできるようになっています。定期刊行物も、言語はフランス語のみならず、英語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語など多岐にわたり、1200近くの雑誌が揃えられています。私の研究するフランス憲法院の違憲審査制に関する文献も数多くあり、書庫にも入って資料を収集しています。図書館の中には、広い閲覧スペースもあり、7月2日から始まっているバカンス期間中の現在も、多くの学生が机に向かっています。



キュジャス図書館の入り口

フランスでは研究発表の場として、シンポジウムや講演会などが盛んに開かれています。法学に関するシンポジウム等を一覧できるサイトがあり、興味ある内容のものが開催されるときには事前に申し込みをすれば参加できます。時には招待を受けて参加することもあります。

これまで関心のあるシンポジウムや講演会に幾つも参加してきました。例えば、昨年10月にはローマで3日間、ローマ・トレ大学とイタリア憲法裁判所を会場にした仏伊共催のシンポジウムに参加しました。また、招待を受けて、今年の2月にはフランス元老院(上院)を会場としたシンポジウム、3月にはエクス・マルセイユ大学でフランス憲法院元裁判官も報告されたシンポジウムに参加しました。



比較立法協会での講演会の様子

5月にはパリにある比較立法協会でも、私が講演することもありました。講演会については私がこちらに来て早々にお話をいただいていたのですが、テーマを思案してい

たところ、偶然入った大学の前にあるパンテオンで、フランスの死刑廃止から 40 年を記念する展示を見て、テーマを決めました。これまで近畿大学の憲法の授業やゼミで取り上げてきた死刑の合憲性の問題について、日仏を比較して一度論文を書いてみようという気になったのです。講演から 2 か月が経ちましたが、この間、比較立法協会の発行する雑誌に講演会で話した論文を掲載する運びとなり、無事に刊行することができました。



イタリア憲法裁判所(コンサルタ宮)



フランス憲法院(パレ・ロワイヤル)



イギリス(連合王国)最高裁判所
(ミドルセックス・ギルドホール)

時には、研究の一環として、見学に行くこともあります。フランス憲法院を見に行ったり、日本の学校教科書にも登場するフランス人権宣言の絵が展示されているカルナヴァレ美術館(パリ市歴史博物館)へ行ったりしています。



フランス人権宣言
(カルナヴァレ美術館所蔵)

イギリスへ渡ったときには、最高裁判所が予約不要で自由に見学できるようになっていることに驚きました。入口で手荷物検査を経た後は、見学者が少ないため、各法廷や展示スペースなど裁判所内を自分のペースで見て回りました。最も大きい第一法廷や第二法廷にはそれぞれ職員の方がいて、私は次の人が来るまでどちらの法廷でもゆっくりと話すことができ、一層興味を持つこととなりました。

終わりに、フランスに来てからの研究を通して感じた今後の課題について、少し触れてから締めくくりたいと思います。

それは、「パリ便り I」の内容と繋がるのですが、日本の法学研究の外国への発信です。ある昼食会の折、イタリアの教授から、日本の最高裁判所の判決について質問を受けて答えていたところ、興味を持たれたようで、日本の論文をネットで検索して英語でもよいので読むことはできないかと尋ねられました。さらに学生達にもその検索方法を伝えたいと。しかし、私が紹介できることは、Cinii (Nii 学術情報ナビゲータ)での英語検索画面のみで、タイトルが欧文でヒットするだけで本文の多くは日本語と説明するしかありませんでした。その教授には貴重な情報と喜ばれましたが、これまでの日本の研究者による外国語執筆の書籍・論文等は諸外国での刊行で分散されているため、それらを一括して検索できるシステムが今はなく、ここには今後の課題が幾つかあるように感じました。

最後になりますが、改めて、在外研究に際してお世話になっております皆様へ心よりお礼申し上げます。